

公立幼稚園をご利用の皆様へ

預かり保育料について

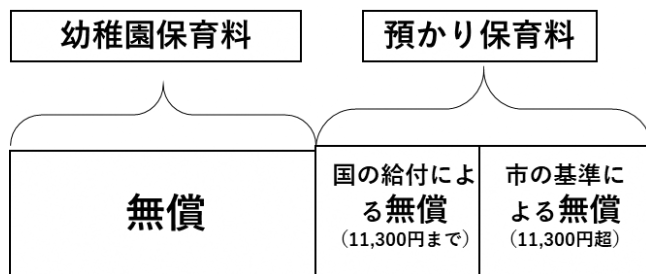
令和元年 10 月から幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に向け、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

幼稚園に入園する場合、1号認定申請書（入園願受付時に園へ）を提出し、1号認定を受けて利用することで、利用者負担額（保育料）が無償となり、また、下記の「保育要件」に該当する場合、新2号の認定を受けることができ、預かり保育料も無償となります。

なお、保育要件に該当しない場合は、利用に応じた預かり保育料をお支払いいただきます。（第3子以降の園児・生活保護世帯・市民税非課税世帯の園児については、申請により減免することができます。）

記

1. 新2号認定を受けた場合



※預かり保育料は国の上限給付月額 11,300 円（日額 450 円）を超えても市基準により全額無償となります。

「保育要件」

①保育認定の事由 父母いずれもが下表のいずれかに該当する場合で、家庭での保育が困難な場合となります。

| 保育認定の事由 | 保育認定事由の要件 |
|------------------|---|
| 1 就 労 | 1か月当たり実働64時間以上の就労をしていること（居宅外自営含む）。居宅内での自営、月2万円以上の収入がある内職をしていること。（内職は労働申告書提出時に1か月以上の収入実績が必要です。） |
| 2 妊 娠・ 出 産 | 妊娠に伴う心身の不調等により家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の6週前（多胎妊娠の場合は14週）の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までであること。 |
| 3 保護者の 疾病・障害 | 保護者が疾病、負傷、または障害を有していること。 |
| 4 同居親族の 介護・看護 | 長期にわたる疾病、または障害を有する同居の親族を常時介護していること（親族の介護・看護のために保育の利用をご希望の場合は、事前にご相談ください）。 |
| 5 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（ただし、保護者自身が被災した場合に限る）。 |
| 6 求職活動 | 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。 |
| 7 就 学 | 1か月当たり64時間以上就学していること。 ※就学を認定事由とする場合、対象となる学校は限定されますので、お問い合わせください。 |
| 8 下の子の育児休業 | 既に保育を利用している児童で、育児休業取得時に引き続き保育が必要であると認められること。 |
| 9 その他 | 上記に類する状態にあると認められる場合。 |

②保育要件の確認書類の提出(新2号)

認定申請と同時に以下の保育要件を確認する書類の提出(父・母いずれも)が必要です。

| 保育認定事由 | | 確認書類 | |
|--------|---------------|---|------------------------------|
| 1 | 就 労 | 労働申告書(所定用紙) ※所定用紙は枚方市ホームページからプリントアウトができます。インターネット環境がない場合は園から受け取っていただくこともできます。 ※父母が就労の場合は、父母それぞれの労働申告書の提出が必要です。 ※勤務先によっては、証明までに数週間かかる場合がありますので、早目にご準備ください。 ※育児休業明けの勤務復帰日から保育の利用を希望する場合は、産前産後休業及び育児休業取得申告書(所定用紙)も必要 | |
| 2 | 妊娠・出産 | 母子健康手帳の写し(母氏名・出産分娩予定日記載の部分) ※ただし、産前6週前の前日が属する月の初日以前の利用を希望する場合、別途書類が必要 | |
| 3 | 保護者の 疾病・障害 | 疾病・負傷 | 診断書(原本)※病名、保育困難であることの記載があるもの |
| | | 障害 | 障害者手帳の写し |
| 4 | 同居親族の介護・看護 | 障害者手帳の写し又は介護保険証(要介護3以上)の写し又は常時介護が必要であることの記載がある診断書(原本)(親族の介護・看護のために保育の利用をご希望の場合は、一度ご相談ください)。 | |
| 5 | 災害復旧 | 罹災証明書等 | |
| 6 | 求職活動 | 求職活動申立書(所定用紙) ※所定用紙は園から受け取っていただくことができます。 ハローワークカード(ハローワークで発行)の写し | |
| 7 | 就 学 | 在学証明書(入学予定の場合は合格通知等) 就学カリキュラム・時間割等(就学時間帯及び時間数がわかるもの、月 64 時間以上) | |
| 8 | 下の子の育児休業 | 産前産後休業及び育児休業取得申告書(所定用紙) | |
| 9 | その他 | 市長が必要と認める書類 | |

③申請方法・提出先・提出期限

新2号の認定要件を満たす場合は、在園されている園から「子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)」等を受け取り、保育要件の確認書類とともに専用封筒に封入・封緘したうえ、預かり保育を利用するまでに在園されている園に直接ご提出ください。

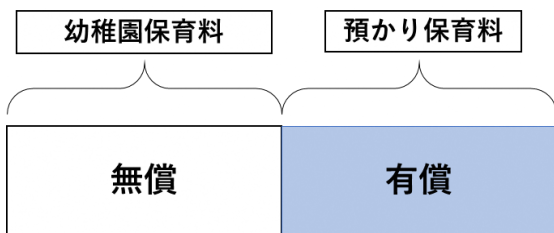
※新2号認定(無償化)の申請で提出された書類は、保育所(園)・認定こども園(保育園部分)への申請で必要な要件書類としては原則受付しませんので、別途必要に応じてご提出いただきますようお願いいたします。

《新2号認定についてのお問い合わせ先》

枚方市 子ども未来部 保育幼稚園入園課

TEL:072-841-1472 FAX:072-841-4319

2. 新2号認定を受けていない場合



※預かり保育料は利用に応じた支払いとなり上限設定はありません。

※下記の要件に該当する場合は、申請により減免することができます。

| | 減免認定事由 | 関係書類(減免申請書に添付) |
|---|--------------|----------------|
| 1 | 第3子以降の園児 | 原則 添付書類不要 |
| 2 | 生活保護世帯の園児 | 生活保護受給証明書 |
| 3 | 市民税非課税世帯の園児 | 原則 添付書類不要 |
| 4 | その他 市長が認めた場合 | 市長が必要と認める書類 |

《減免手続きについてのお問い合わせ先》

枚方市 子ども未来部 公立保育幼稚園課

TEL:072-841-1473 FAX:072-841-4319